

令和5年 7月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和5年7月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和5年7月5日（水）15時30分～16時20分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議

出席委員

・農業委員会委員

3番	藤城英明	4番	大木正勝
5番	堀越幸一	6番	吉河一男
7番	川口弘子	8番	鈴木好子
9番	堀越敏幸	10番	小川勝雄
11番	鈴木英範	12番	大木明男
13番	岩澤勝敏		

・農地利用最適化推進委員

14番	石井明	15番	渡邊美基
16番	土井正裕	17番	土屋範雄
18番	内山祐一	19番	松本幸雄
20番	萩原典幸		

欠席委員

議長

会長 伊藤正明 会長代理 松本光芳

事務局

局長 金親俊哉 書記 石橋将

- 局 長 15時30分～ 進行
本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
定刻となりましたので、7月農業委員会定例総会を開催させていただきます。
それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。
- 伊藤会長 挨拶
- 局 長 ありがとうございました。
それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。
伊藤会長、議事進行をお願いいたします。
- 議 長 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年7月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時30分）
- 議 長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないま

す。8番 鈴木 好子 委員、9番 堀越 敏幸 委員。両名を指名いたします。

議 長

まず始めに、議案第1号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第1号です。

資料1をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、作業場兼倉庫及び駐車場のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無い10ha以上の一団の農地であるため「第1種農地」と判断出来ると思われますが、第1種農地の例外規定である「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接

続して設置されるもの」に該当するため、例外的に許可できるものと思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願ひします。

担当農業委員 入り口も狭く生産性の低い土地であることから問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願

いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第2号です。

資料2をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、一般専用住宅のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため「第2種農地」と判断出来ると思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記 (石橋) 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願ひ
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願
いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号、令和5年第6次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます

局長 続きまして、議案第3号です。本件は、令和5年6月23日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権の新規設定が1件で、面積：1,289 m²です。詳細な内容については書記より説明いたします。

書記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議長 各委員さんよりご質問はございますか。

6番吉河委員 登記地目が山林ですが申請にあたり地目変更をしなくてもよいのでしょうか？

書記（石橋） 現況地目が農地（畠）のため、そこで判断しています。また、本来であれば現況に合わせて登記地目を変更いただくことが望ましいのですが農業委員会として変更を義務付ける根拠はございません。

6番吉河委員 わかりました。

議長 それでは、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました

議長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。
事務局説明をお願いします。

書記(石橋) その他について、報告をする。

議長 各委員さんより何かございますか。
(意見なし)

議長 以上をもちまして、令和5年7月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。
委員の皆様、お疲れ様でございました。